

特定商工業者制度のご案内

川崎商工会議所

特定商工業者ってなに？

川崎市内で一定規模以上の事業を営む商工業者の方は、商工会議所法により「特定商工業者」に該当します。会員・非会員を問わず、事業内容の登録をお願いしています。



事業所の要件

毎年4月1日現在、川崎市内に
本社・支店・営業所・工場などを
6ヵ月以上継続して有すること



資本金の要件

300万円以上

資本金額又は
払込済出資総額が基準

又は



従業員数の要件

20人以上

商業又はサービス業は
5人以上

※ 事業所の要件を満たしたうえで、資本金又は従業員数のいずれかに該当すれば対象になります

お手続きについて

特定商工業者に該当する方には、毎年2つのお手続きをお願いしています。

法定台帳のご提出

内容	企業の基本情報を登録する台帳 （名称・所在地・代表者・事業内容等）
対象	会員・非会員を問わず 全ての特定商工業者
提出期限	毎年7月末日
活用例	商取引の照会・あっせん、各種調査、 企業交流等に幅広く活用

¥ 負担金のご納入

金額	年額 3,500円
用途	法定台帳の作成・管理・運用に 要する最小限の経費です
請求時期	毎年9月頃にご請求予定
税務上	損金又は必要経費に算入可能 （消費税は不課税）

よくあるご質問

Q 特定商工業者＝商工会議所の会員ですか？

いいえ。特定商工業者に該当しただけでは会員ではありません。
会員制度は任意加入で、規模・業種を問わずどなたでもご入会いただけます。

Q 法定台帳に登録した情報は外部に公開されますか？

いいえ。商工会議所は善良な管理者の注意をもって台帳を管理し、秘密に属する事項を他に漏らすことはありません。外部秘密事項は赤で〇印をつけてください。

Q 負担金とはなんですか？

法定台帳を整備するため、川崎市長の許可のもと、最低限の費用のご負担をお願いしております。
不払いによる罰則規定はありませんが、制度の趣旨をご理解いただき、ご協力いただけますと幸いです。

お問い合わせ：川崎商工会議所 地域産業部
川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル3階　TEL 044-211-4113